

# 令和8年度 飛騨市家庭用生ごみ処理機等購入補助金 申請手引

## 補助対象者

次の要件を全て満たす方がこの補助金の対象となります

- 飛騨市に住民票があり、市税等に滞納がない方
- 同一の世帯に属する方がこの補助金の交付決定を受けていないこと
- 令和7年度の同制度にて申請を行い、補助金を受け取っていないこと

## 補助対象製品

- 生ごみ堆肥化容器(コンポスト容器)
- 生ごみ処理機(電動式・手動式)

ディスポージャーは対象外となります。

## 補助要件

- 市内店舗で購入した対象製品であること
- 自己が居住する住宅又は敷地内に設置する製品であり、中古品及び転売品でないこと

## 補助対象経費

補助対象製品本体の購入に要した費用(消費税及び地方消費税の額を含む)とし、配送、設置及び既設製品の廃棄に係わる費用は除きます。

## 補助率等

対象製品本体の購入金額(補助対象経費)の1/2以内(百円未満切り捨て)

補助金の交付は1世帯につき1台限りです。

- 生ごみ堆肥化容器:限度額 2,500 円
- 生ごみ処理機:限度額 40,000 円

## 申請方法

対象製品を購入し、支払い及び設置完了後に所定の証明書類等を添えて下記の申請窓口に提出するか、郵送申請の場合は、郵送申請窓口まで送付してください。なお、郵送申請の場合は、郵送申請窓口での受付日を申請の受付日としますので、予めご了承ください。

## 受付期間

令和8年4月1日から 令和9年3月31日 まで(年末年始、土日、祝日を除く)

※予算の上限に達した場合、受付を終了することがあります。

## 申請窓口

各窓口とも、受付時間は午前9時から午後4時30分まで(受付時間外には受付できません)

- |   |   |
|---|---|
| <input type="checkbox"/> 飛騨市役所環境課<br>Tel0577-73-7482        | <input type="checkbox"/> 河合振興事務所 基盤環境水道係<br>Tel0577-65-2221   |
| <input type="checkbox"/> 宮川振興事務所 基盤環境水道係<br>Tel0577-63-2311 | <input type="checkbox"/> 神岡振興事務所基盤農林・環境水道係<br>Tel0578-82-2254 |

郵送申請の宛先: 〒509-4232 飛騨市古川町本町2番22号 飛騨市役所 環境課 「生ごみ処理機補助金担当」あて

## 補助金の予算残額等について

環境課まで問い合わせください。

## 問合せ先

- 飛騨市役所環境課 Tel0577-73-7482 〒509-4232 飛騨市古川町本町2番22号

申請書の様式は、下記の申請窓口で配布するほか市の HP (右の二次元コード) からダウンロードできます。提出書類は全て A4 サイズにコピーしてください。受付時に市役所でコピーはできません。必ずご自身でコピーし提出してください。



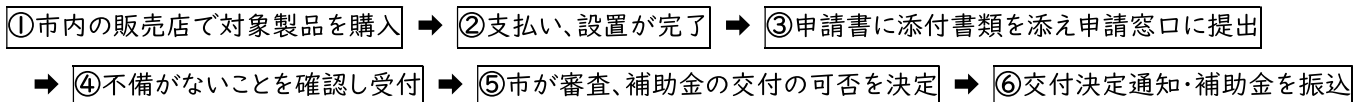
- 飛騨市家庭用生ごみ処理機等購入補助金交付申請書兼請求書 (様式第 1 号)
- 誓約書 (様式第 2 号)

【添付書類】

- 領収書等のコピー**  
・レシート又は領収書、ただし購入店舗名、領収日、製品名及び購入金額の内訳が分かること
- メーカーが発行した補助対象製品の保証書のコピー (生ごみ処理機のみ)**  
・製品名、品番により補助対象製品であることが分かるもの (購入日、購入店舗名は空欄でも可)
- 申請者の住民票の写し【原本】 (世帯全員のもの)** ←間違えないようにご注意ください  
・世帯全員、個人番号の記載なし、外国人等の表示なし、続柄記載ありのもの
- 振込口座確認資料のコピー** (通帳の見開きのコピー、キャッシュカード表面のコピーなど)  
・申請者本人名義 (カナ) の口座の金融機関、本支店、口座種別、口座番号が確認できるもの

申請から補助金交付まで

申請受付から補助金の振込 (交付) まで、1~2 か月程度かかりますのであらかじめご了承ください。



留意事項

- この補助金の交付を受けた対象製品は、交付決定から5年間は「交付目的に反して使用、譲り渡し、交換、貸付、売却又は廃棄等」の「処分」を行うことはできません。(天災等又は、自己の責めに帰すべき事由以外の理由により処分をしたと認められる場合 (以下、やむをえない事情により処分した場合) を除く。)
- 「やむをえない事情により処分した場合」以外の理由により、この補助金の交付を受けた対象製品を処分された場合又は、偽りその他の不正な手段により補助金の交付を受けた場合には、交付した補助金を返還していただく場合があります。
- 対象経費には、さるばるコインなどの電子通貨により支払った額を含みます。(電子通貨と同様に取り扱われるポイントを含む、ただしクーポンやポイント値引きなど「値引き」額は対象経費には含みません。下図の補助対象経費のイメージを参照ください。)

<参考>補助対象経費のイメージ

CASE1 電子通貨 (電子ポイント) で支払いした場合

価格 →	対象製品の店頭表示価格	
支払 →	現金支払い額	電子通貨 (ポイント) 支払額
	<b>補助対象経費</b>	

CASE2 値引 (クーポン値引き、ポイント値引き含む) があつた場合

価格 →	対象製品の店頭表示価格	
支払 →	値引額	現金 (電子通貨 (ポイント)) 支払額
	<b>補助対象経費</b>	